

事 務 連 絡

令和 7 年 2 月 10 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

課長補佐（薬事審査管理班担当）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

今般、消費者庁次長より、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第24号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第25号）の公布について、別添のとおり通知がありました。つきましては、貴会会員への周知方お願いいたします。